

松阪市地域防災計画 (ビジョン編)

第1章 松阪市の現況

1 本市の位置と地勢

本市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

面積は、東西 50 km、南北 37 kmと東西に細長く延び、総面積で 623.58 km²を有し、三重県全体の約 10.8%を占めています。

2 本市の気候の概況

本市の気候は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暖の差がやや大きく内陸的な特性を持っています。年間平均気温は 14～16℃であり、また年間平均降水量は、平野部で 1,500 mm程度、山間部で 2,000 mmから 3,000 mmとかなり多くなっています。全般的には温暖で穏やかな気候となっています。

3 三重県の気象の概況

3-1 一般気象

三重県は、一般的にみて温和な気候に恵まれています。地形が複雑なため、地域的な差異が大きいのが特徴です。年の平均気温を見ると、北中部の山地では 12℃と最も低く、伊賀地方で 13℃前後、伊勢平野で 15℃前後、志摩及び熊野灘沿岸地方は 16℃となっています。また、1 月と 8 月の平均気温を比較すると、沿岸部より内陸部ほど年較差が大きく、特に伊賀地方では内陸型盆地気候の特性として、気温の年較差とともに日較差も大きくなっています。

年の降水量をみると、県の南部では尾鷲から大台ヶ原地方を中心に 3,000～4,000 mmと全国屈指の多雨地帯となっており、短時間での強雨が非常に多いという特徴があります。その他の地域では、伊勢平野で 1,800～2,000 mm、伊賀地方で 1,500～1,700 mm、北中部の山地で 2,200～2,600 mmとなっています。また、暖候期の降水量の多くは梅雨と台風時期に集中し、寒候期では降水量の地域差が少なくなります。

三重県の風は、夏・冬の季節風の交替がかなり顕著で、6 月から 9 月にかけては東～南東の風が多く、その他の月は西～北西の風となっています。冬季の風は地形の影響もあって比較的強く、特に北勢山岳地帯では 10 メートル以上の強風となる日が多く、この季節風の強い時には雪しぐれを伴うことが多くなります。これに反して、夏の南東風は比較的弱く、湿度も高く蒸し暑い日が多くなります。晴天の日は沿岸地方で海陸風の交替時に風の現象が顕著です。

雷は伊賀地方及び北勢山岳地方が最も多く、特に 7 月上旬の梅雨末期には、各地で発雷をみることが多くなります。顕著な雷雨の場合には短時間に激しい降雨をもたらすため、大きな被害を出したものが少なくありません。

初霜日は10月下旬から11月中旬にかけてみられます。2月中旬に志摩南部で終わり、伊賀地方では4月下旬に終わりますが、特に4月下旬の霜は農作物に大きな被害をみることがあります。

積雪の多い地域は北勢山間部で1メートルを越すこともあります。これらは主に季節風によるもので、中勢以南に及ぶことはありません。三重県中南部の積雪は、本州南岸を低気圧が通過し、気温が0℃前後の時に雨が雪に変わり各地に積雪をみることがありますが、この積雪の分布は北部よりも中部（伊賀地方）を中心に多くなります。

3-2 伊勢湾及び三河湾の潮流

伊勢湾及び三河湾西部の潮流は、一般に湾内の潮汐が、ほぼ低潮時のころからほぼ高潮時のころにかけては湾奥に向かい、ほぼ高潮時のころから次のほぼ低潮時のころにかけては湾口に向かって流れます。

潮汐の上げ潮時に海外から湾内に向かう潮流は、伊良湖水道において、神島－伊良湖岬の西側半分を通過する海水は伊勢湾に向かい、東側半分を通過する海水は三河湾に向かって流入します。伊勢湾における潮流の主流部は、ほぼ知多半島の西岸に沿って南北に流れ、湾奥に向かうにしたがって流速は次第に弱まります。三河湾に出入する海水は、湾口付近に点在する篠島、日間賀島、佐久島等によって2分され、師崎水道を通過して知多湾に出入りする海水と中山水道を通過して渥美湾に出入りする海水とに分かれます。

3-3 伊勢湾の潮位

伊勢湾内諸港の潮位の差は比較的大きく、湾奥部の名古屋港で、2.57メートル、四日市港で2.36メートルに達します。

既往の最高潮位は昭和34年（1959年）9月26日の伊勢湾台風時に多くの港で記録されており、湾内の最高は名古屋港の5.31メートルで、東京湾平均海面上、3.89メートルに達するものです。このため4.80メートル高の海岸堤防を大きく上回り、浸水地域は名古屋市の3分の2程度に達しました。この時の最高潮位は名古屋港外で、3.45メートルでした。

伊勢湾台風時の最高潮位は湾奥部ほど大きく、湾口の約2メートルに対し、名古屋周辺で約4メートル、三河周辺で3～3.5メートルでした。

4 市民の防災への意識

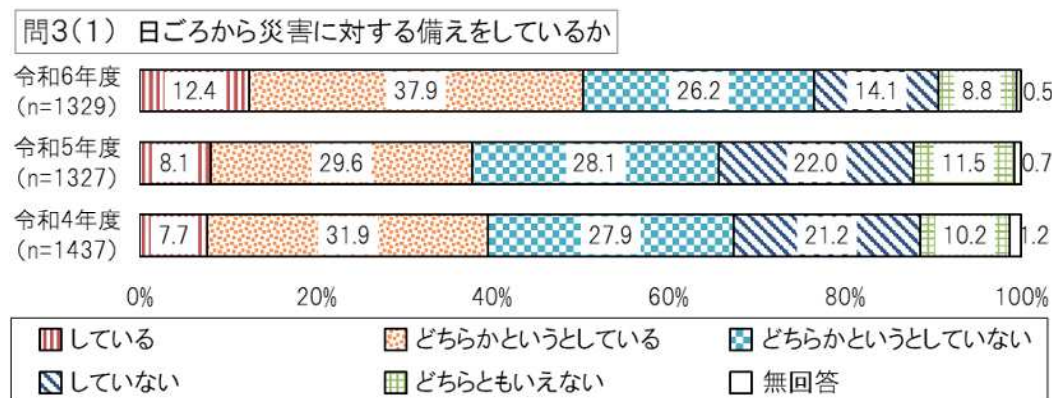
市民の防災に対する意識は、総合計画策定にかかる市民意識調査として、昨年度に引き続き実施した「松阪市市民意識調査」（令和6年度、対象：3,000人）において、防災対策に関する項目の聞き取り調査を行いました。

まず、「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対しては、令和6年度調査では50.3%が「している」または「どちらかというとしている」と回答しています。各年度の調査結果によると、令和4年度に行われた調査では、令和元年東日本台風、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害など近年の災害の激甚化によって、全体の39.6%が「し

ている」または「どちらかというとしている」と回答していますが、その後の令和5年度では2.9ポイント減少しています。過去に災害が発生してから時間が経過し、その記憶が薄れたことにより、災害への備えに対する意識が低下しているものと思われます。一方、令和6年度では、令和6年能登半島地震などにより12.6ポイント上昇しています。

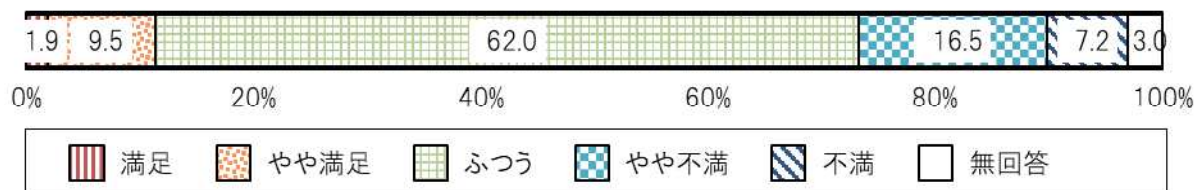
次に、本市の防災施策に対する意識は、令和4～5年度の意識調査において、本市の全政策の中で重要度が最も高くなっていますが、令和6年度は、「重要」「やや重要」の回答は前回より21.1ポイント減少しています。満足度については横ばいの状態で年々僅かに上昇し、「やや不満」または「不満」の回答についても前回より0.1ポイントと僅かに上昇しています。近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水害、地震頻発等の自然災害と、それを通じた防災意識の向上により、市民の本市に対する防災対策への期待が高まっており、さらなる充実が求められています。

■日頃から災害に対する備えをしていますか



■市の防災対策への満足度（令和6年度調査）

防災対策

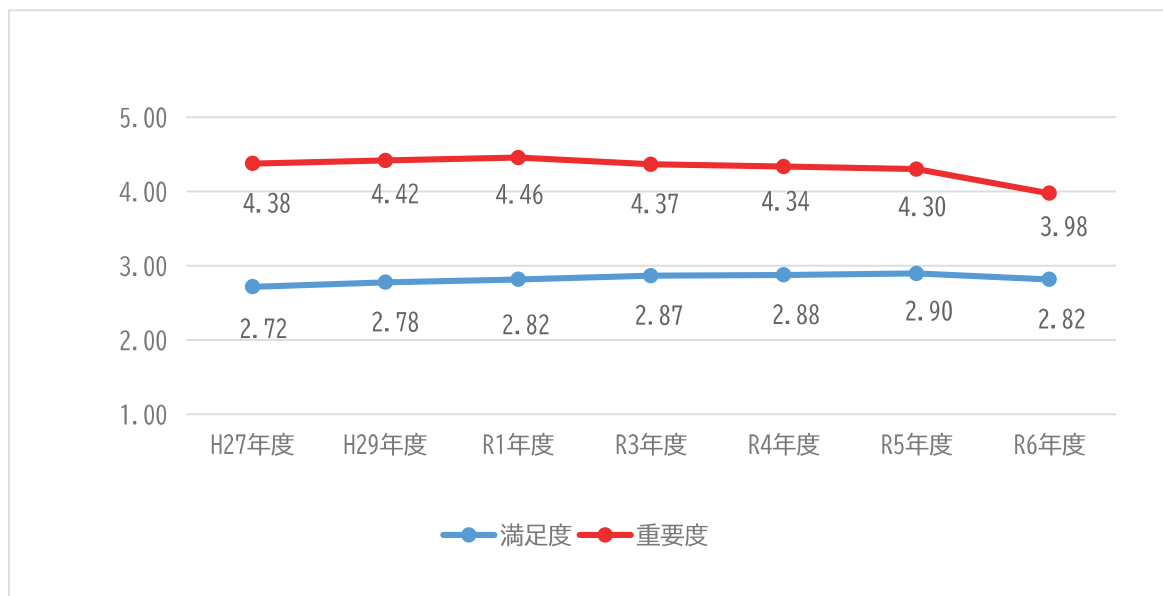


■市の防災対策の重要度（令和6年度調査）

防災対策



■防災対策の満足度・重要度の推移



出典：松阪市市民意識調査 結果報告書

なお、本市では施策として防災対策の充実を進めるとともに、市民や地域へは「自助・共助」の精神に基づいた、自らによる防災対策の重要性を周知・啓発しています。地域においては、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の意識向上により、各住民自治協議会を単位とした自主防災組織の設立と、防災資機材等の整備、地域での防災訓練等が活発に行われています。

第2章 松阪市の過去の災害と被害想定

1 風水害

1-1 風水害の危険性と被害の特徴

本市は、東部は海に面し、西部は山岳地帯が広がり、そして南北の市域はそれぞれ一級河川により隔てられるという豊かな地勢を誇っています。そのため、気候面では東西の状況は異なり、その地勢から様々な風水害のリスクが生じています。過去の災害や全国の気象状況を参考に、本市で懸念される風水害については次のとおりです。

(1) 集中豪雨

集中豪雨は、台風と双壁をなすほど気象災害のなかでも大きな被害を蒙り、特に梅雨末期に入ると毎年のごとく、日本のどこかで悲惨な被害が報道されています。この現象は局地的であり、短時間（2～4時間程度）に時間雨量 80 ミリ以上の猛烈な雨が降ります。三重県でも毎年のように、この豪雨により程度の差こそあれ被害を蒙っています。

①大雨の出現度数

全国 51 地点で合計した日降水量 100 mm以上の月別日数の、20 世紀初頭の 30 年（1901～1930 年）の平均値と、最近 30 年（1977～2006 年）の平均値を比較したもので、20 世紀初頭の 30 年よりも最近 30 年で平均した値の方が増加している月が多く、特に 9 月において大きく増加しています。

②地域別大雨出現度

日降水量 100 mm以上の大雨の出現度を地域別に見ると、県南部地方の尾鷲付近を中心に一番多く、毎年 4～8 回の大雨があり、北上するに従って次第に減少し、伊勢平野や伊賀地方では年に 1～3 回程度となります。気象災害の見地に立てば、毎年県下のどこかで最低 1 回以上の災害を受ける危険があります。

(2) 梅雨前線による大雨

梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに、熱帯低気圧が北上し、前線活動を活発化させたときには、大雨を引き起こします。

(3) 台風による風水害

台風は、平成 3 年（1991 年）から令和 2 年（2020 年）の 30 年間で平均 25 個発生し、昭和 26 年（1951 年）以降の台風発生の最多は、39 個（昭和 42 年、1967 年）、最小は 14 個（平成 22 年、2010 年）で、そのうち平均 3 個が日本に上陸しています。台風の進行方向に梅雨前線や秋雨前線があるときには、前線北側の寒気と接触して大雨をもたらすことが多くなります。

(4) 水害

大雨が降る要因としては、梅雨前線や台風による大雨等がありますが、気象状況により雨量が異なります。このような大雨が降ると、未改修河川や中小河川の氾濫等や排水能力以上の大雨による床上、床下浸水、道路や耕地の冠水被害等が考えられます。

本市でも、次に紹介する主な水害以外にも、平成6年9月洪水、平成16年「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」、本市に初めて特別警報が発表された平成26年8月豪雨（台風第11号）、平成27年台風第15号における豪雨、平成29年台風第21号等、多くの水害が発生しています。

(5) 土砂災害

土砂災害は、「土石流」・「地すべり」・「急傾斜地の崩壊」の3つに大別できます。土石流については、砂防堰堤^{さぼうえんてい}の整備等が進んでいるものの、谷あいの宅地等は集中豪雨等による被害発生が考えられます。地すべりについては、山崎断層周辺で起こりやすい地域があります。斜面崩壊（山崩れ、崖崩れ等）については、基岩の風化が進んだ急斜面の多い地域で発生しやすくなります。

(6) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられます。特に台風の進路の東側では被害が大きくなりやすくなります。また、近年では積乱雲の発生による局地的大雨とともに、竜巻や下降気流（ダウンバースト）等の突風による局地的な被害が全国各地で発生しています。

本市においても、平成29年台風第5号において竜巻による住家等の被害が発生しました。

1-2 本市における過去の主な風水害

本市において、災害救助法の適用を受けるほどの被害を生じた災害は以下のとおりです。

(1) 伊勢湾台風

- ・発生日時：昭和34年（1959年）9月26日
- ・被災地：県内全域
- ・災害の概要：

県内の過去最大の台風被害は伊勢湾台風によるものです。9月21日にマリアナ東方で発生した台風第15号は、23日には中心気圧895hPaの猛烈な勢力にまで発達し、本州南方海上を北上する頃でも最大風速70m/s、風速25m/s以上の暴風雨圏が直径700kmという猛烈で超大型の台風でした。中心気圧930hPaという勢力を保ったまま、26日18時頃に和歌山県潮岬付近に上陸した台風は、時速60km以上まで一気に加速して紀伊半島を縦断し、27日0時頃には日本海に抜けました。

台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸の愛知県と三重県では、激しい暴風と高潮により壊滅的な被害を受けました。県内では、死者 1,233 名、行方不明者 48 名、負傷者 5,688 名、全壊 5,386 棟、半壊 17,786 棟、流失 1,399 棟、浸水 62,655 棟の被害が生じ、櫛田川流域でも死者・行方不明者 16 名、浸水 3,814 棟におよぶ災害になりました。なお、27 日 15 時 30 分までに県内全市町村に対して災害救助法が適用されました。

(2) 梅雨前線、台風第 10 号及び低気圧による暴風雨と大雨（昭和 57 年）

- ・発生日時：昭和 57 年（1982 年）7 月 11 日～8 月 3 日
- ・被災地：松阪市宇気郷地区、一志郡嬉野町小原地区等（当時）
- ・災害の概要：

県内では発達した低気圧や梅雨前線の影響により、7 月 11 日から断続的に大雨が降り続けました。そのような中、台風第 10 号の影響により 7 月 31 日夜から 8 月 1 日にかけて、特に中部では大雨となり、名松線全線が土砂崩れのため不通となり、嬉野町内では民家 4 棟が土砂で押しつぶされました。台風は志摩半島をかすめ、2 日 0 時には渥美半島西部に上陸しました。台風通過後も、台風第 9 号から変わった低気圧と南岸の前線による大雨で、南勢地方では多くの浸水被害が生じました。

市内の人的被害は死者 19 名、行方不明者 2 人、負傷者 8 名、建物被害は全壊 38 棟、半壊 42 棟、浸水 3,965 棟におよびました。なお、8 月 2 日 4 時に松阪市、嬉野町、美杉村に災害救助法が適用され、同日 6 時 20 分に知事より自衛隊に派遣要請を行いました。翌 3 日 4 時 30 分には南勢町に、8 時 40 分には伊勢市にそれぞれ災害救助法が適用されました。また、この期間の一連の被害は激甚災害として取り扱われました。

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

2 震災

2-1 三重県で過去に被害が生じた主な地震

地震名	発生年月日	規模	種類・震源	県内震度	概要
明応地震	1498 年 9 月 20 日	M8.2 ～8.4	海洋型 東海道沖	5 県内	紀伊から房総に亘る大地震。伊勢志摩で6～8mの津波が来襲し、大湊で溺死者5,000 人。
慶長地震	1605 年 2 月 3 日	M7.9	海洋型 南海道沖 房総沖	不明	2 つの地震が同時発生した。房総、東海、南海、西海諸道に亘る地震。伊勢4～5mの津波が来襲し被害大。
宝永地震	1707 年 10 月 28 日	M8.4	海洋型 南海道沖	6 県内	東海から四国沖に亘るわが国最大級の地震。東海・東南海・南海が同時に発生した。津・四日市で多数の家屋被害。県内では6～10mの津波が来襲し、尾鷲付近で死者 1,070 人以上。
安政伊賀上野地震	1854 年 7 月 9 日	M7+	内陸型 山城	7 上野 6 桑名 四日市	内陸地震で、伊賀上野付近で死者 600 人、家屋全壊 2,000 余、周辺でも被害あり。
安政東海地震	1854 年 12 月 23 日	M8.4	海洋型 東海道沖	6～5 県内	関東から近畿に亘る地震。伊勢志摩から熊野灘で5m～10mの津波が来襲し、大きな被害をもたらした。 32 時間後に安政南海地震が発生し被害を増大させた。死者 2,000～3,000 人、住家全壊・焼失約 30,000 戸
安政南海地震	1854 年 12 月 24 日	M8.4	海洋型 南海道沖	5 中南部	
濃尾地震	1891 年 10 月 28 日	M8.0	内陸型 岐阜	6～5 北部	愛知・岐阜で被害大。県内で 1,300 戸の家屋被害
紀伊大和地震	1899 年 3 月 7 日	M7.0	内陸型 奈良	5 南部	奈良・和歌山・三重県では南部を中心に被害大。
東南海地震	昭和 19 年(1944 年) 12 月 7 日	M7.9	海洋型 熊野灘沖 約 20 キロ	6～5 県内	県内で死者 389 人、負傷者 608 人、住家全壊 1,627 棟、半壊 4,210 棟。津波は高いところでは 10mを記録し、本市では 2.5mの津波が来襲した。震度 5 の余震あり。
南海地震	昭和 21 年(1946 年) 12 月 21 日	M8.0	海洋型 潮岬南方 約 50 キロ	5～4 県内	県内で、死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟。南部を中心に 2m～6mの津波を記録した。

チリ地震	昭和 35 年(1960 年) 5 月 24 日	M9.5	海洋型 チリ沖	—	5 月 23 日に南米チリ沖で発生した地震による津波が、翌日に日本の太平洋沿岸に來襲。第 1 波～第 5 波までの津波がおしよせた。
東海道沖地震	平成 16 年(2004 年) 9 月 5 日	M7.4	海洋型 東海道沖 紀伊半島沖	5 弱 松阪市	前震 19 時 07 分 M7.1 震度 4。本震 23 時 57 分 M7.4 震度 5 弱。9 月 7 日 8 時 29 分最大の余震 M6.5 震度 4 を観測した。
三重県中部を震源とする地震	平成 19 年(2007 年) 4 月 15 日	M5.4	内陸型 三重県中部	5 強～ 県内	本震 12 時 19 分 M5.4 震度 5 強。4 月 15 日 18 時 34 分最大の余震 M4.6 震度 4 を観測した。

2-2 地震の想定

(1) 基本的な考え方

南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域）では、過去 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生しており、今後もその発生が予測されています。

また、陸上に目を移しても、県内には多くの活断層が存在しています。

このような状況も加味し、これまでの地震の調査結果を整理すると、本市域に被害を及ぼす地震は、大きく次の 2 通りの地震に分類できるものと考え、これらが発生した場合を想定し、本計画を進めていくものとします。

A 南海トラフ地震（海溝型プレート境界地震）

B 内陸の活断層による地震（内陸直下型地震）

(2) 震度及び被害の想定

本計画を進めるにあたり、本市の被害想定については、三重県が発表した地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）を使用することとします。

まず、南海トラフ地震については、過去概ね 100 年から 150 年の間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域に繰り返し起こりうる実証されている地震として「①南海トラフ[過去最大クラス]」、また、現時点のあらゆる科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上では起こりうる地震として「②南海トラフ[理論上最大クラス]」という 2 つのケースを想定します。

また、内陸の活断層による地震としては、「③養老－桑名－四日市断層帯」、「④布引山地東縁断層帯[東部]（三重県に大規模な被害をもたらすのは、「鈴鹿・布引山地東縁断層帯」のうち「布引山地東縁断層帯[東部]」であることから、この名称を用いる。）」、「⑤頓宮断層」の 3 つのケースを想定し、南海トラフで発生する地震を合わせた計 5 ケースを想定します。

なお、住宅等の耐震化推進や災害用備蓄等、本市の防災対策の基礎想定としては、①南海トラフ[過去最大クラス]想定を基本としますが、市民の命を守る避難対策や啓発活動等については、他の地震想定等も必要に応じて利用し、諸対策に繋げるものとします。

[想定する地震（地震区分）]

- ① 南海トラフ[過去最大クラス]
- ② 南海トラフ[理論上最大クラス]
- ③ 養老－桑名－四日市断層帯
- ④ 布引山地東縁断層帯[東部]
- ⑤ 頓宮断層

これら地震に起因する震度については、南海トラフで発生する地震及び内陸の活断層で発生する地震ともに、全県にわたって最大震度6強から震度7の地震に見舞われ、本市内でも震度5強から7の強い揺れが生じると想定されています。

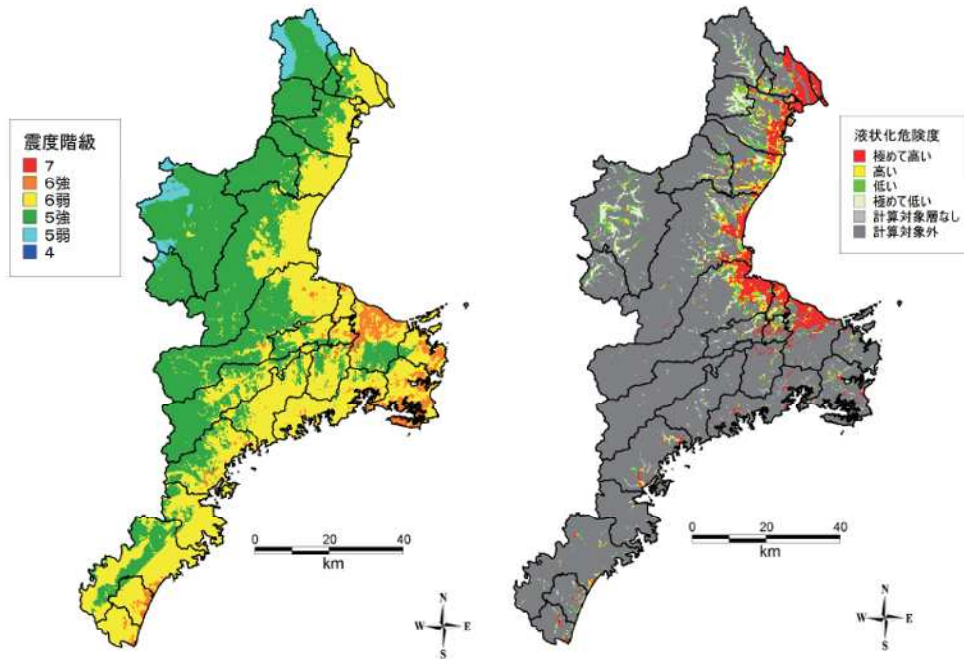
また、液状化については、液状化の危険度が「極めて高い」範囲については、比較的新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野の伊勢湾沿岸部に集中した結果となっています。

[各地震想定が与える最大震度]

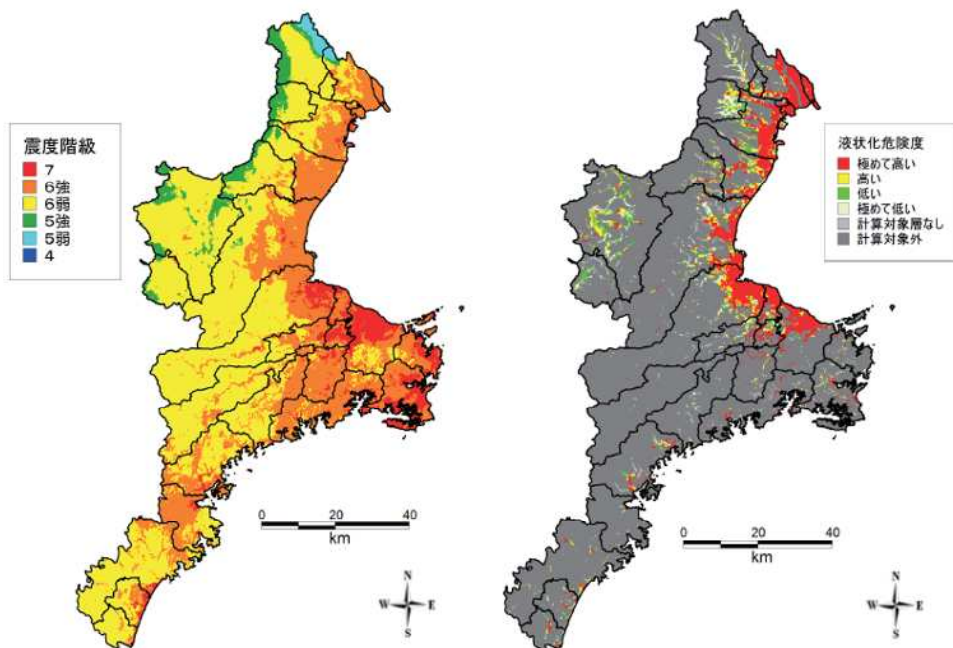
想定する地震	市内最大震度	県内最大震度
① 南海トラフ[過去最大クラス]	6強	7
② 南海トラフ[理論上最大クラス]	7	7
③ 養老－桑名－四日市断層帯	6弱	7
④ 布引山地東縁断層帯[東部]	7	7
⑤ 頓宮断層	5強	6強

三重県全域の震度分布図及び液状化危険度分布図

①南海トラフ[過去最大クラス]



②南海トラフ[理論上最大クラス]



ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

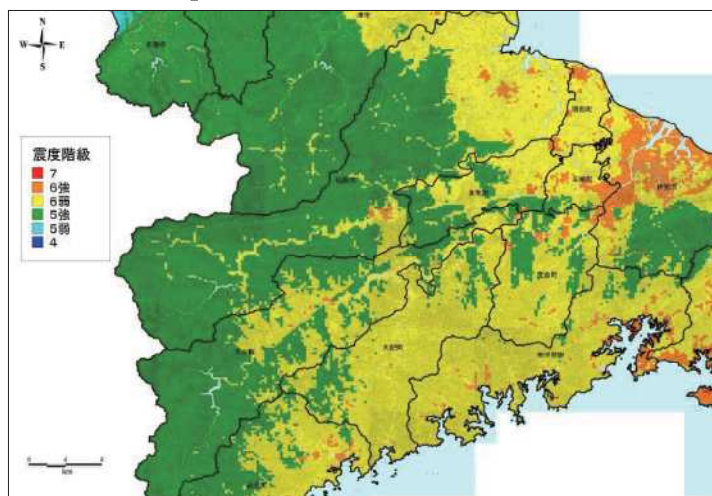
第4章

第5章

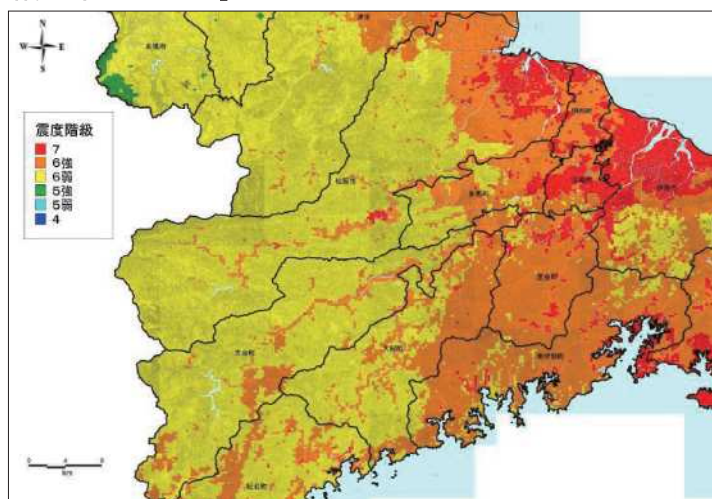
第2章
松阪市の過去の災害と被害想定

松阪市域の震度分布図

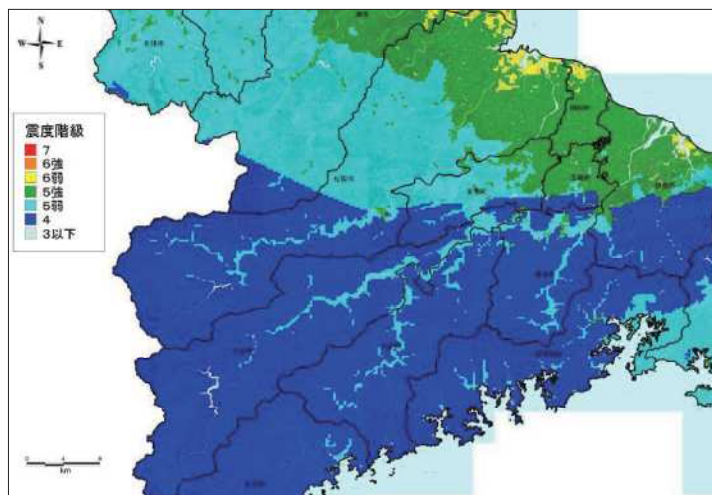
①南海トラフ[過去最大クラス]



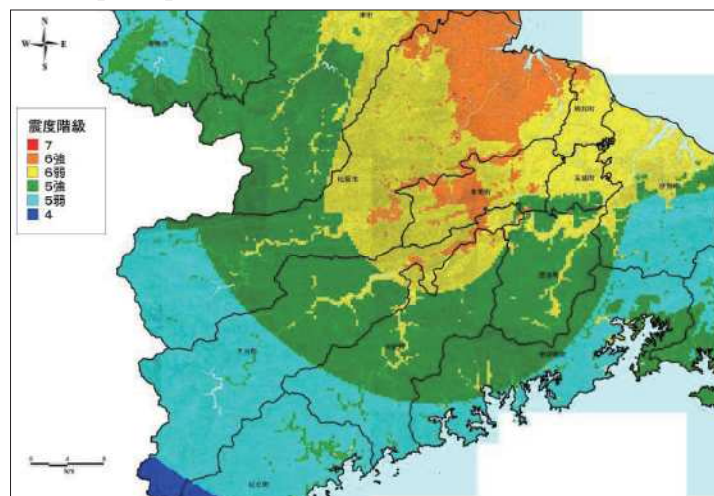
②南海トラフ[理論上最大クラス]



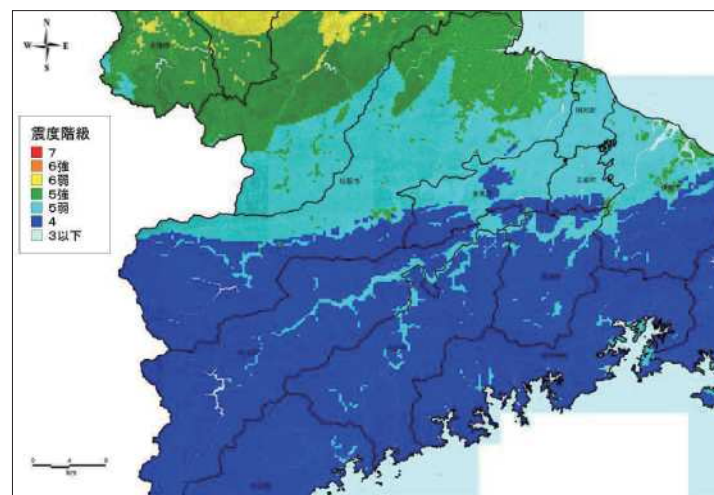
③養老－桑名－四日市断層帯



④布引山地東縁断層帯[東部]



⑤頓宮断層



ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

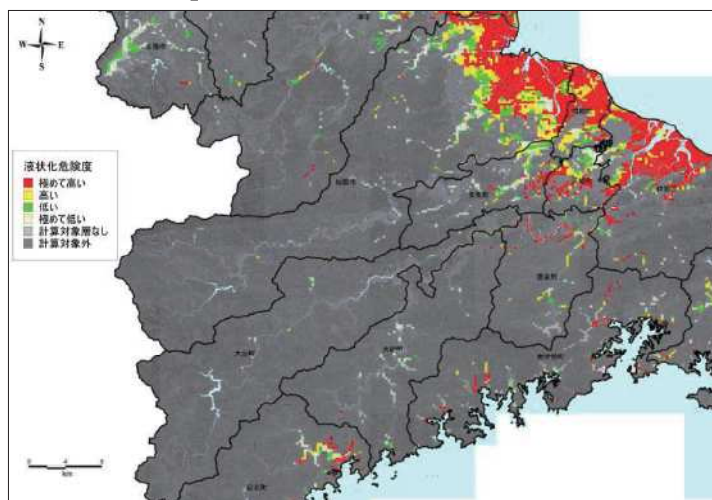
第4章

第5章

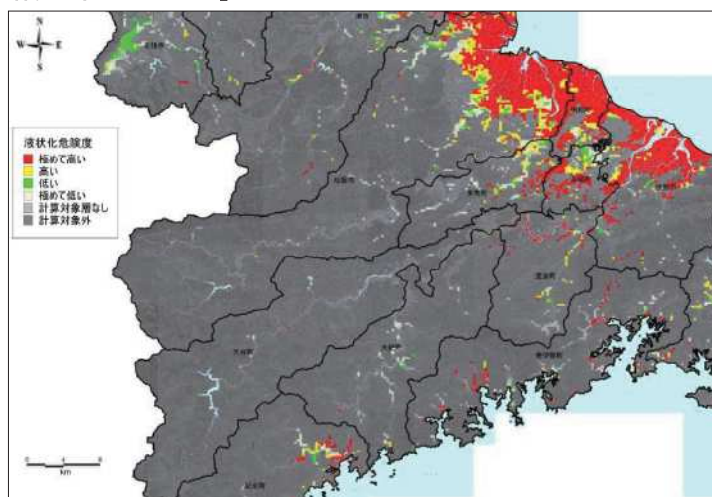
第2章 松阪市の過去の災害と被害想定

松阪市域の液状化危険度分布図

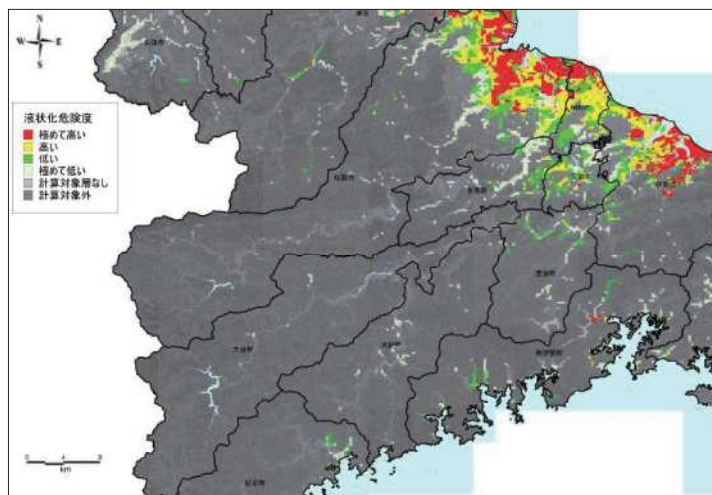
①南海トラフ[過去最大クラス]



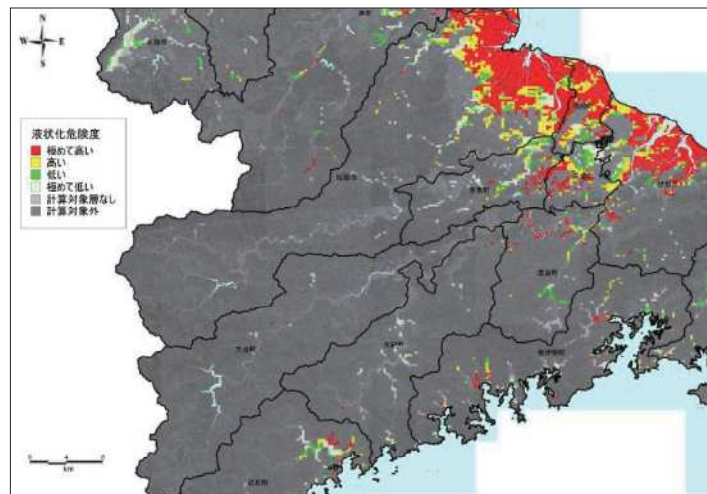
②南海トラフ[理論上最大クラス]



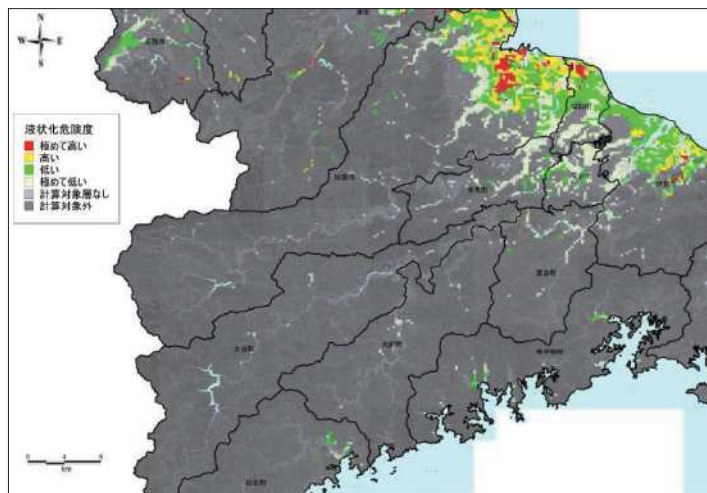
③養老－桑名－四日市断層帯



④布引山地東縁断層帯[東部]



⑤頓宮断層



ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

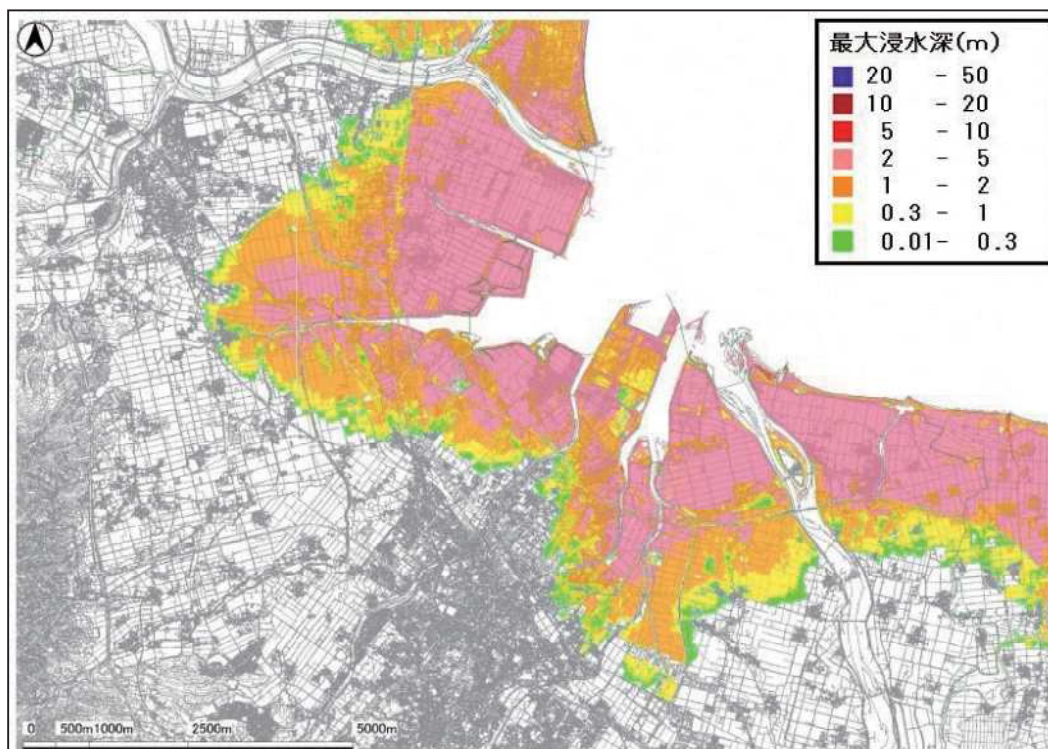
第4章

第5章

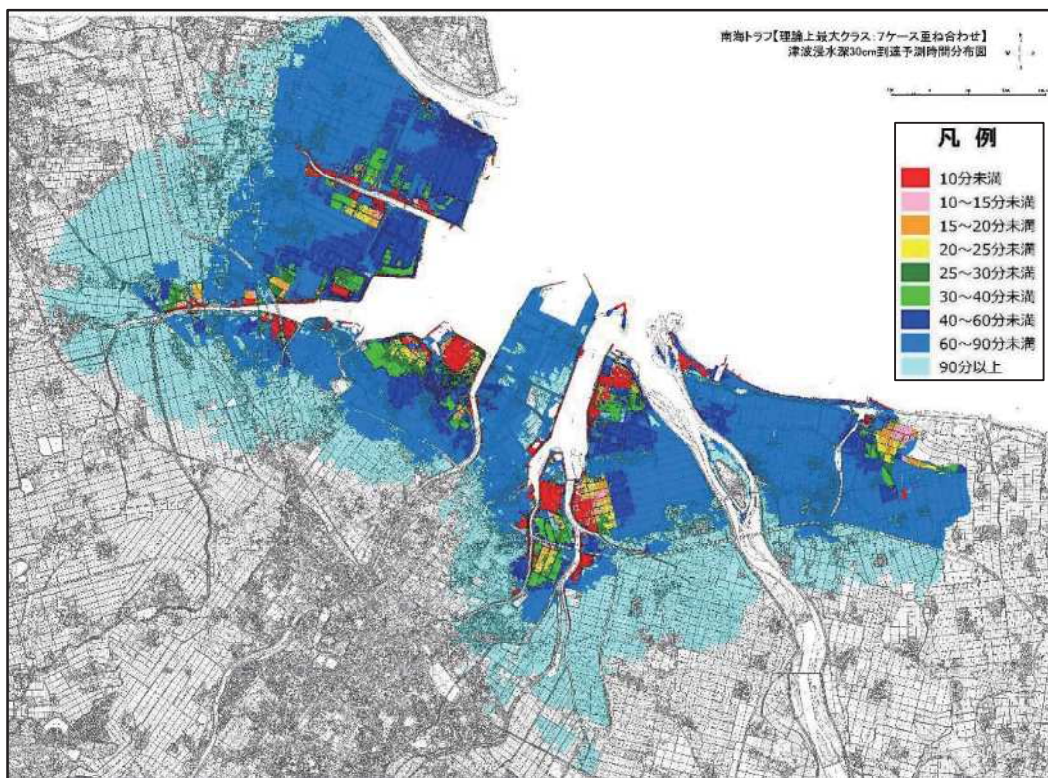
第2章 松阪市の過去の災害と被害想定

松阪市域の津波浸水予測図

①南海トラフ[理論上最大クラス] 津波浸水予測図



②南海トラフ[理論上最大クラス] 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図



三重県全域及び本市域の被害想定

人的被害

死者

地震区分		南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯[東部]	頓宮断層
早期避難低（冬・深夜） ※早期避難者比率が低い場合	市内死者数	約 1,100 人	約 3,600 人	－人	約 1,000 人	－人
	建物倒壊	約 100 人	約 1,300 人	－人	約 900 人	－人
	津波	約 1,000 人	約 2,100 人			
	急傾斜地等	－人	－人	－人	－人	－人
	火災	－人	約 400 人	－人	約 100 人	－人
	落下物等	－人	－人	－人	－人	－人
	県内死者数	約 34,000 人	約 53,000 人	約 6,000 人	約 4,100 人	約 200 人
	建物倒壊	約 1,400 人	約 9,700 人	約 5,100 人	約 3,500 人	約 200 人
	津波	約 32,000 人	約 42,000 人			
	急傾斜地等	約 60 人	約 100 人	約 30 人	約 50 人	約 20 人
	火災	－人	約 1,900 人	約 800 人	約 500 人	－人
	落下物等	－人	約 10 人	－人	－人	－人
早期避難高＋呼びかけ （冬・深夜） ※早期避難者比率が高く、津波 情報の伝達等や避難の呼びか けが効率的に行われた場合	市内死者数	約 200 人	約 1,900 人			
	建物倒壊	約 100 人	約 1,300 人			
	津波	約 70 人	約 500 人			
	急傾斜地等	－人	－人			
	火災	－人	約 400 人			
	落下物等	－人	－人			
	県内死者数	約 14,000 人	約 31,000 人			
	建物倒壊	約 1,400 人	約 9,700 人			
	津波	約 12,000 人	約 20,000 人			
	急傾斜地等	約 60 人	約 100 人			
	火災	－人	約 1,900 人			
	落下物等	－人	約 100 人			
全員直後避難（冬・深夜） ※全員が発災後すぐに避難を 開始した場合	市内死者数	約 200 人	約 1,900 人			
	建物倒壊	約 100 人	約 1,300 人			
	津波	約 70 人	約 500 人			
	急傾斜地等	－人	－人			
	火災	－人	約 400 人			
	落下物等	－人	－人			
	県内死者数	約 6,600 人	約 24,000 人			
	建物倒壊	約 1,400 人	約 9,700 人			
	津波	約 5,200 人	約 13,000 人			
	急傾斜地等	約 60 人	約 100 人			
	火災	－人	約 1,900 人			
	落下物等	－人	約 10 人			

※「/」は未想定。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。人口は平成 22 年度国勢調査による。

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

重傷者・軽傷者

地震区分		南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯[東部]	頓宮断層
重傷者 早期避難低（冬・深夜） ※早期避難者比率が低い場合	市内重傷者数	約 200 人	約 2,300 人	約 10 人	約 1,700 人	－人
	建物倒壊	約 200 人	約 2,200 人	約 10 人	約 1,600 人	－人
	津波	約 10 人	約 50 人			
	急傾斜地等	－人	－人	－人	－人	－人
	火災	－人	約 40 人	－人	約 20 人	－人
	落下物等	－人	－人	－人	－人	－人
	県内重傷者数	約 2,800 人	約 18,000 人	約 9,600 人	約 46,500 人	約 500 人
	建物倒壊	約 2,300 人	約 17,000 人	約 9,400 人	約 6,400 人	約 500 人
	津波	約 400 人	約 700 人			
	急傾斜地等	約 40 人	約 60 人	約 20 人	約 30 人	約 10 人
	火災	－人	約 200 人	約 200 人	約 100 人	－人
	落下物等	－人	－人	－人	－人	－人
軽傷者 早期避難低（冬・深夜） ※早期避難者比率が低い場合	市内軽傷者数	約 1,800 人	約 5,000 人	約 200 人	約 4,400 人	約 60 人
	建物倒壊	約 1,800 人	約 4,800 人	約 200 人	約 4,400 人	約 60 人
	津波	約 20 人	約 100 人			
	急傾斜地等	－人	－人	－人	－人	－人
	火災	－人	約 100 人	－人	約 50 人	－人
	落下物等	－人	－人	－人	－人	－人
	県内軽傷者数	約 15,000 人	約 44,000 人	約 24,000 人	約 22,000 人	約 2,600 人
	建物倒壊	約 15,000 人	約 42,000 人	約 23,000 人	約 22,000 人	約 2,600 人
	津波	約 800 人	約 1,300 人			
	急傾斜地等	約 40 人	約 60 人	約 20 人	約 30 人	約 10 人
	火災	－人	約 500 人	約 400 人	約 300 人	－人
	落下物等	－人	約 30 人	約 20 人	約 10 人	－人

※重傷者：治療に必要な期間が1ヶ月以上の負傷者。軽傷者：治療に必要な期間が1か月未満の負傷者。

※「/」は未想定。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。人口はH22年度国勢調査による。

建物被害

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯[東部]	頓宮断層
市内全壊・焼失棟数	約 4,600 棟	約 32,000 棟	約 900 棟	約 23,000 棟	約 700 棟
揺れ	約 2,100 棟	約 22,000 棟	約 100 棟	約 16,000 棟	約 20 棟
液状化	約 800 棟	約 900 棟	約 800 棟	約 900 棟	約 700 棟
津波	約 1,600 棟	約 2,300 棟			
急傾斜地等	約 20 棟	約 40 棟	約 10 棟	約 30 棟	約 10 棟
火災	約 30 棟	約 7,300 棟	約 10 棟	約 6,000 棟	一棟
県内全壊・焼失棟数	約 70,000 棟	約 248,000 棟	約 120,000 棟	約 93,000 棟	約 8,900 棟
揺れ	約 23,000 棟	約 170,000 棟	約 96,000 棟	約 65,000 棟	約 4,700 棟
液状化	約 5,900 棟	約 6,200 棟	約 5,500 棟	約 5,900 棟	約 3,900 棟
津波	約 38,000 棟	約 37,000 棟			
急傾斜地等	約 700 棟	約 1,100 棟	約 400 棟	約 500 棟	約 200 棟
火災	約 2,100 棟	約 35,000 棟	約 19,000 棟	約 22,000 棟	約 70 棟

※固定資産課税台帳（平成24年4月1日現在）に基づく。

※「/」は未想定。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

ライフライン被害

上水道

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内断水率		
給水人口	約168,000人	
直後	100%	100%
1日後	99%	99%
1週間後	82%	89%
1ヶ月後	47%	66%
県内断水率		
給水人口	約1,872,000人	
直後	96%	99%
1日後	95%	98%
1週間後	69%	79%
1ヶ月後	24%	43%

※給水人口は平成24年3月31日時点。

下水道

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内機能支障率		
処理人口	約77,000人	
直後	100%	100%
1日後	100%	100%
1週間後	87%	88%
1ヶ月後	13%	13%
県内機能支障率		
処理人口	約871,000人	
直後	25%	29%
1日後	72%	74%
1週間後	20%	24%
1ヶ月後	3%	3%

※下水道処理人口は平成24年3月時点。

電力

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内停電率		
需要家数	約108,000	
直後	89%	89%
1日後	81%	81%
1週間後	2%	14%
県内停電率		
需要家数	約1,206,000	
直後	89%	90%
1日後	81%	82%
1週間後	5%	12%

ガス

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内供給停止率		
需要家数	約14,000	
直後	—	約40%
1日後	—	約40%
1週間後	—	約34%
1ヶ月後	—	約12%
県内供給停止率		
需要家数	約167,000	
直後	4%	46%
1日後	4%	46%
1週間後	3%	39%
1ヶ月後	—	14%

※「—」はわずか。

通信（固定電話）

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内不通回線率		
回線数	約40,000	
直後	89%	92%
1日後	81%	85%
1週間後	4%	31%
1ヶ月後	4%	14%
県内不通回線率		
回線数	約438,000	
直後	90%	91%
1日後	82%	85%
1週間後	8%	24%
1ヶ月後	8%	16%

通信（携帯電話）

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内停波基地局率		
直後	3%	22%
1日後	81%	85%
1週間後	4%	31%

避難者等

地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内避難者数		
1日後	約32,000人	約84,000人
1週間後	約45,000人	約91,000人
1ヶ月後	約79,000人	約128,000人
県内避難者数		
1日後	約411,000人	約757,000人
1週間後	約447,000人	約793,000人
1ヶ月後	約480,000人	約973,000人
市内帰宅困難者数	約13,000人	
県内帰宅困難者数	約156,000人	

災害廃棄物（瓦礫）

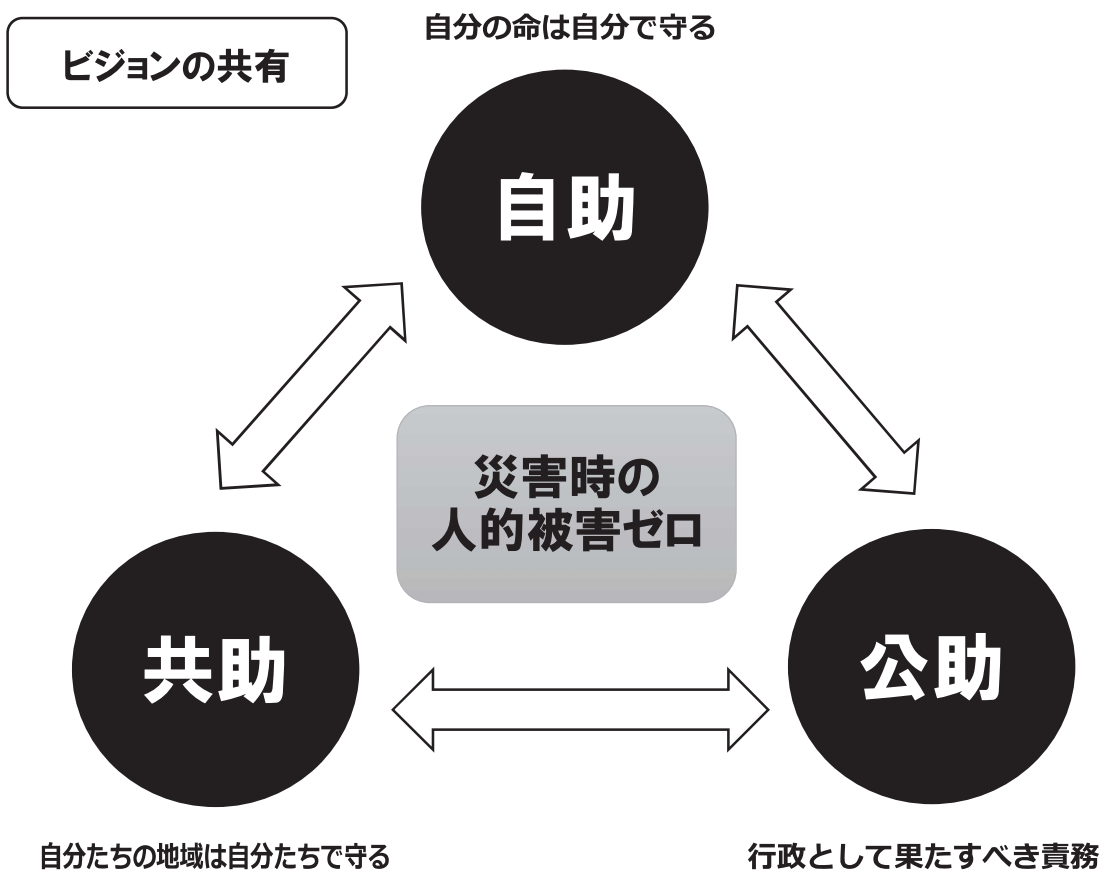
地震区分	南海トラフ [過去最大クラス]	南海トラフ [理論上最大クラス]
市内災害廃棄物発生量		
災害廃棄物（千トン）	約300	約2,000
津波堆積物（千トン）	約900～約2,000	約1,100～約2,300
災害廃棄物（千m³）	約300	約1,800
津波堆積物（千m³）	約900～約1,400	約1,000～約1,600
県内災害廃棄物発生量		
災害廃棄物（千トン）	約4,600	約17,000
津波堆積物（千トン）	約6,400～約14,000	約7,800～約17,000
災害廃棄物（千m³）	約4,200	約16,000
津波堆積物（千m³）	約5,800～約9,400	約7,100～約11,000

第3章 松阪市の防災ビジョン

1 防災ビジョン（目標）

松阪市の防災ビジョン 『災害時の人的被害ゼロ』

本市では、南海トラフで発生する地震による甚大な被害が想定されるとともに、台風等による風水害の発生が懸念されています。近年、全国各地で発生した、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の地震災害をはじめ、土砂災害や洪水による甚大な被害をもたらした豪雨災害等の教訓として、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、災害時には「自助・共助・公助」の3つが効果的に連動することが求められます。



一方、令和6年度に改定した松阪市総合計画「明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！」において、本市の将来を担う子どもたちが元気に生まれ、育ち、学び、大人になっても松阪市で働き生活し、お年寄りになっても健康で元気に暮らせるまちづくりを市民とともに進めるため、『ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市』を10年後の将来像と

して掲げています。このなかで、基本計画の政策体系「安全・安心な生活」の「防災・危機管理対策の充実」において、10年後の目指す姿として『人的被害ゼロ』を目標としています。

このことから、本市では、市民・地域・関係機関等がそれぞれの役割を主体的に果たすとともに、相互に連携し合うことにより、災害による被害の未然防止、あるいは被害をできる限り最小限にとどめるため、本計画において松阪市総合計画の基本計画と共通した『災害時の人的被害ゼロ』を防災ビジョンとして掲げ、市民とともに防災対策に努めます。

なお、三重県が策定した三重県地域防災計画では、南海トラフを震源とする巨大地震への対策が喫緊の課題であると位置づけ、令和6年3月修正の「地震・津波対策編」において、本県の地震・津波対策の目標として『地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける』を掲げています。本計画で掲げる防災ビジョンについては、この県が掲げる目標との整合も図っています。

＊「松阪防災の日」制定＊

松阪防災の日を10月の第4日曜日とします。

過去に発生した大地震の中で、1707年10月28日宝永地震をもとに、10月第4日曜日を「松阪防災の日」に制定しました。また、この日を含む10月第4週を「松阪防災週間」としています。この期間での松阪市防災訓練の開催をはじめとして、家庭や地域で防災について話し合うなど、市民一人ひとりが災害への防災意識を高めていく機会とし、安全で安心なまちづくりを目指しましょう。

〔解説〕宝永地震

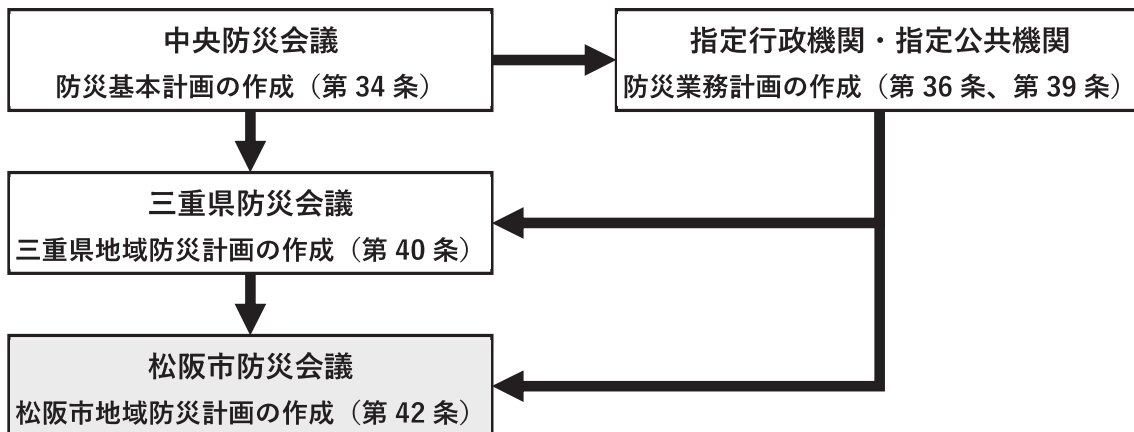
遠州灘から四国までの沖合を震源として発生した。南海トラフから西南日本の下に沈み込むフィリピン海プレートと、西南日本の陸のプレートとの境界を大きくずらした、マグニチュード8.6と推定される非常に大規模な地震でした。

2 本計画の位置づけと構成

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、松阪市防災会議が作成する計画であり、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を発揮して、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市域並び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的として作成しています。

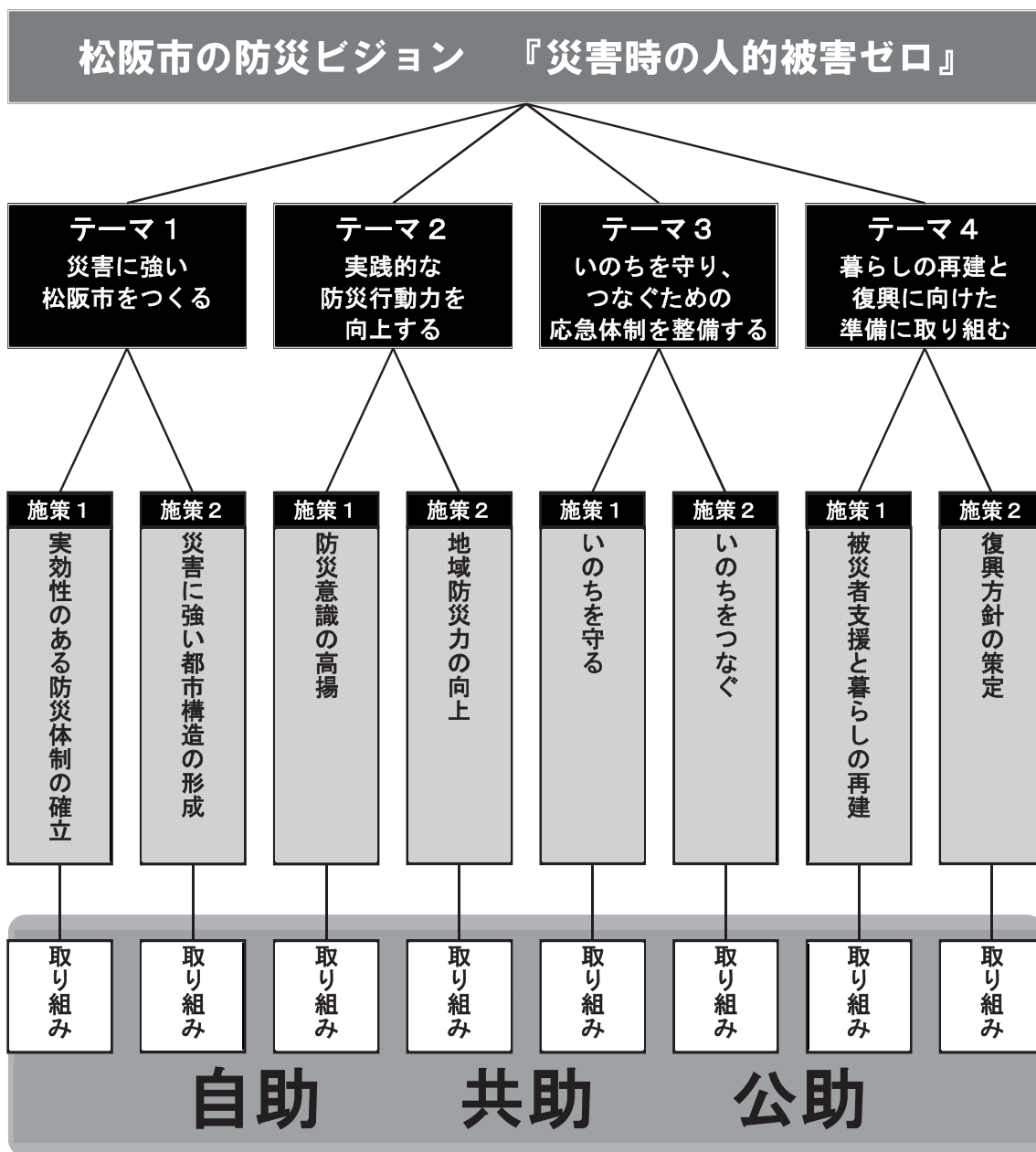
また、本市の中長期的な防災対策の目標（防災ビジョン）、その目標を実現するために実施すべき取組を示した『ビジョン編』と、取組の実施主体と具体的内容を示した『行動計画編』により構成します。これらは概ね4年間を計画期間として設定し、『行動計画編』は国・県の法改正等も踏まえながら、毎年見直しを行うものとしします。

< 災害対策基本法に定められる防災計画の体系 >



第4章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

本市の地域特性や今後の都市としての発展動向、過去の災害等の教訓を踏まえ、「市民の生命、身体及び財産の安全確保」を図ることを基本理念とするとともに、「自助・共助・公助」の3つの役割が主体的に動き、ともに連携して、本計画で掲げる防災ビジョン『災害時の人的被害ゼロ』を実現するため、公助が果たすべき役割について、自助・共助と連動した次の4つの具体的なテーマを掲げ、これに関する具体的な施策に取り組みます。なお、本計画における体系イメージは次のとおりです。



テーマ1 災害に強い松阪市をつくる〔発災前にすべきこと〕

施策1 実効性のある防災体制の確立（19項目）

1-1-1：防災体制の整備と強化

災害時の応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図るとともに、その指針となる地域防災計画をより実効性のあるものとするため、災害時職員行動マニュアルを策定します。

1-1-2：災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備

緊急時に適切かつ的確な対応が行えるよう、情報収集、連絡、伝達等の体制の整備を図ります。

1-1-3：広報体制の整備

市民全員にわかりやすく正確な情報を公表・伝達するための体制を整備します。

1-1-4：避難先の指定

迅速かつ的確で安全な避難のための体制を整備し、災害対策基本法に基づき、より安全な退避先（指定緊急避難場所）・避難所を指定します。

1-1-5：警戒避難体制の整備

情報伝達体制や避難体制をはじめとした警戒避難体制を整備し、住民への知識普及や自主防災組織の育成を行います。

1-1-6：津波避難体制の整備

市民がより早く安全な場所へ避難できるよう啓発を行い、津波避難訓練に取り組みます。また、ソフト・ハードのあらゆる対策を講じて津波避難体制の整備を図ります。

1-1-7：避難所の開設・運営体制の整備

効率的で円滑な指定避難所の開設・運営に向けた体制づくりを行うとともに、在宅等避難者への支援体制を構築します。

1-1-8：災害時要配慮者支援体制の整備

避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるための支援体制を整備し、福祉避難所の指定等要配慮者への対策を行います。

1-1-9：帰宅困難者対策の整備

事業者や施設管理者に対し帰宅困難時の対処法の啓発を行うとともに、帰宅支援の体制を整備します。

1-1-10：緊急輸送体制の整備

関係機関の協力のもと、災害発生時の緊急輸送体制の整備を図ります。

1-1-11：物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

非常用物資の備蓄・調達は、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及び災害協定による流通備蓄等により行います。また、円滑に物資を避難者へ提供できるよう、供給体制の整備を図ります。

1-1-12：消防救急体制の整備

災害時の消防・救急活動を迅速に行うための体制の整備・強化を図ります。

1-1-13：災害医療体制の整備

県、医師会、薬剤師会、歯科医師会及び医療機関等と連携し、災害医療体制の整備を図ります。

1-1-14：関係機関との連携及び応援・受援体制の整備

関係機関との連携を図るとともに、大規模災害を想定し策定した受援計画に基づき、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図ります。

1-1-15：ボランティアの受入体制等の整備

被災者を支援するボランティアが円滑に活動できる体制の整備を図ります。

1-1-16：し尿・廃棄物処理体制の整備

平時より避難所等における下水道直結式トイレの整備や災害廃棄物仮置場の候補地選定を行う等、し尿・災害廃棄物処理体制の整備を図ります。

1-1-17：ペット救護体制の整備

動物の医薬品、緊急配送体制を整備し、獣医師会との連携した動物救護活動計画を策定します。

1-1-18：災害時の空地の利用管理計画の策定

災害応急対策に活用する空地について、候補地の精査・調整を行います。

1-1-19：被災者支援体制の整備

平時より被害認定調査の研修・訓練や応急仮設住宅の候補地選定を行う等、速やかに被災者支援が行える体制の整備を図ります。

施策2 災害に強い都市構造の形成（9項目）

1-2-1：防災まちづくりの推進

防災まちづくりを推進し、密集市街地等における防災力の向上に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震化を促進します。

1-2-2：都市基盤整備の推進

道路や下水道施設などの災害対策を行い、災害に強い都市基盤の整備に努めます。

1-2-3：総合的な水害対策の推進

河川改修等を実施し、ソフト・ハードの両面から水害対策を進めます。

1-2-4：総合的な土砂災害対策の推進

ソフト・ハードの両面から土砂災害対策を進めます。

1-2-5：農業施設等の防災対策の推進

ため池の災害対策や排水機等の整備を行い、災害に強い農業施設等の整備に努めます。

1-2-6：ライフライン施設等の防災対策の推進

ライフライン施設等を管理する関係機関の定める防災業務計画との整合を図り、当該施設等の防災体制の強化を図ります。

1-2-7：学校等の防災対策の推進

市立小・中学校その他教育等機関における連絡体制やマニュアルの作成等、防災体制の充実を図ります。

1-2-8：文化財の防災対策の推進

市域の文化財を災害から保護するための体制の整備を図ります。

1-2-9：地震防災緊急五箇年計画の策定

地震防災対策特別措置法に基づく県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、所管事業について、災害予防計画等の推進を図ります。

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する【発災前にすべきこと】

施策1 防災意識の高揚（2項目）

2-1-1：市民等への防災知識の普及と啓発

「自分の命は自分で守る」という自助の理念を確立し、市民の防災力及び防災意識・知識の向上に努めます。

2-1-2：安全な避難行動に対する啓発の取り組み

災害時に安全な避難行動に対する啓発を行い、市民自らの避難行動を行うための防災情報の入手方法・知識の向上に努めます。

施策2 地域防災力の向上（6項目）

2-2-1：自主防災組織の育成支援

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の理念を確立し、出前講座等による啓発に継続的に取り組み、地域防災力の向上を図ります。

2-2-2：住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の理念を確立し、出前講座等による啓発に継続的に取り組み、地域防災力の向上を図ります。

2-2-3：消防団活動の強化及び支援

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の基本理念に基づき、消防団を中核としつつ防災に関する多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力する体制を構築します。

2-2-4：地区防災計画の策定支援

地区防災計画の策定を通じ、地域防災力の向上を図ります。

2-2-5：企業の防災体制の強化及び支援

企業の防災意識の高揚を図るため、企業の防災活動に対する強化・支援を行います。

2-2-6：災害時協力井戸の取り組み

大規模災害時等、水の確保が困難な場合において、生活に使用する水として善意で井戸水を提供していただける井戸を所有者又は管理者に事前に登録いただき、災害時に水道設備が復旧するまでの間の生活用水を確保します。

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔発災後にすべきこと〕

テーマ3は、初動期（発災～72時間以内：フェーズⅠ）、応急期（72時間以降：フェーズⅡ）、復旧期（1週間以降：フェーズⅢ）の計画を記載しています。

施策1 いのちを守る（14項目）

3-1-1：災害対策本部の立ち上げ

迅速で的確な活動体制をとるため、災害に対応した体制を整備するとともに、災害対策本部の活動、対応方針を明確にし、被災者の安全・安心をいち早く確保します。

3-1-2：避難対策

危険の差し迫った地域において速やかに、多様な伝達手段で避難（屋内安全確保も含む。）を呼びかけるとともに、避難誘導を適切に実施し、避難途中の事故防止に努めます。

3-1-3：情報収集対策

積極的な情報収集・分析に努め、災害対策に活用します。

3-1-4：災害広報対策

被災者の安全・安心のため、報道機関等と連携し災害広報を行います。

3-1-5：救助・救急対策

多数の救助・救急事案に対応するため、迅速かつ的確で効率的な活動を実施するとともに、災害救助法に基づく障害物の除去による救助を行います。

3-1-6：行政機関に対する応援要請

市民の生命・財産を保護するために、県、他市町村及び消防広域応援に対し災害派遣要請を行います。

3-1-7：自衛隊の派遣要請

市民の生命・財産を保護するために自衛隊による支援が必要な場合には速やかに知事に対し災害派遣要請を行います。

3-1-8：三重県防災ヘリコプターの派遣要請

市民の生命・財産を保護するために防災ヘリコプターによる支援が必要な場合には速やかに知事に対し運航要請を行います。

3-1-9：受援体制の確保

応援を要請するにあたり、資源を最大限活用できるような受援体制の確保に努めます。

3-1-10：帰宅困難者対策

帰宅困難者の受入や情報・物資等支援に努めます。

3-1-11：孤立地区対策

孤立が想定される地区との通信確保に努め、救助事案への対応とともに支援物資・搬送手段の確保に努めます。

3-1-12：水防活動

救助・工作班は水防団等と連携し、監視・警戒にあたるとともに、拡大防止のための応急措置を講じます。

3-1-13：二次災害の防止

公共施設等の安全確保のため、速やかに調査・情報収集を実施し、必要な応急対策により二次災害を防止します。

3-1-14：特定災害対策

大規模火災、雪害、大規模事故等が発生した際には必要な応急対策を行います。

施策2 いのちをつなぐ（16項目）

3-2-1：安否情報の提供

安否情報の照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づき、照会者への安否情報の提供を行います。

3-2-2：災害救助法の適用要請

被害の規模が大きいと認められるときは適用基準に関わらず、知事へ災害救助法の適用要請を行います。

3-2-3：避難所の開設及び運営対策

被災者の状況を考慮し、迅速な指定避難所の開設を行い、その運営にあたっては施設管理者とともに避難者主体の運営を支援します。また、指定避難所では在宅等避難者への支援も行います。福祉避難所を必要とする要配慮者についてはスクリーニングを行い、福祉避難所での生活支援を行います。

3-2-4：災害時要配慮者への支援

避難行動に支援を要する要配慮者に対し、安全な場所へ避難誘導を行うとともに、避難所等で特に配慮を要する要配慮者に対し、適切な福祉サービスの提供に努めます。

3-2-5：交通の確保対策

道路法、災害対策基本法に基づく道路規制を行い、障害物の除去、道路啓開のための資機材調達、要請等を行います。

3-2-6：輸送対策

被災者を避難させるための輸送、救助の実施に必要な人員及び車両等の確保に努めます。また災害の状況をふまえ、運送業者や鉄道等多様な手段で災害輸送を行います。

3-2-7：障害物の除去

障害物を除去し、除去した工作物等の保管、廃棄を行います。

3-2-8：給水対策

水道の断減水時に、医療施設や避難所等に飲料水、医療用水等の運搬供給や、避難所や公園等に仮設給水栓を設置する等による拠点給水を行います。また、応急給水と並行して上水道施設の復旧作業に着手します。

3-2-9：食糧の調達・供給対策

発災後に現有の備蓄食糧の供給を速やかに行い、災害時支援協定等に基づき食糧の調達、供給に努めます。国、県、その他団体からの救援物資等については物資拠点にて受入れ、仕分けを行います。また、避難やライフラインの状況等をふまえ、必要に応じて炊き出しを実施します。

3-2-10：生活必需品の調達・供給対策

発災後に現有の生活必需品の供給を速やかに行い、災害時支援協定等に基づき生活必需品の調達、供給に努めます。国、県、その他団体からの救援物資等については物資拠点にて受入れ、仕分けを行います。

3-2-11：医療・救護対策

関係機関と連携し、災害時の保健医療活動や、避難所等における被災者の健康管理・感染予防等を行います。

3-2-12：防疫・保健衛生対策

避難所等を中心に感染予防、拡大防止のために消毒等を実施するとともに、被害地区に対し必要に応じて薬剤配布を行います。

3-2-13：し尿・廃棄物処理対策

災害により発生したし尿・廃棄物等を迅速に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の確保に努めます。

3-2-14：行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策

救出作業等において遺体を発見した場合は松阪警察署と連携し処置を行います。遺体は納棺し、遺体安置所へ一時保存を行うとともに、埋火葬を行います。火葬能力を上回る遺体数の場合は県へ広域火葬を要請します。

3-2-15：特定動物の逸走及びペット対策

災害による危険動物逸走時の連絡・捕獲、ペットの保護、管理、死亡ペットの収容及び埋火葬を行います。

3-2-16：災害警備活動

警察との緊密な連携の下に市民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

テーマ4は、復興期（1か月以降）の計画を記載しています。

施策1 被災者支援と暮らしの再建（11項目）

4-1-1：罹災証明書の交付

被災者の生活再建支援のため、住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

4-1-2：被災者台帳の作成

被災者の生活再建支援を総合的・効率的に実施するための「被災者台帳」を作成し、被災者個々の被災状況や支援状況等を一元管理し、関係部局にて活用します。

4-1-3：ボランティア活動対策

ボランティアの自主性を尊重し、活動拠点等を提供します。また、被災地の情報やニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行われるよう、県や社会福祉協議会、NPO等と連携・協働して活動します。

4-1-4：学校・幼稚園の再開

学校は特に災害時には地域の拠点となることから、防災活動について一定の役割を担いつつ、基本的には児童等の安全確保と学校教育の早期再開を図ります。また、被災した文化財の被害拡大防止と応急措置に努めます。

4-1-5：保育の再開

児童の安全確保を第一とし、施設の安全確保と復旧に努めます。また、安全な避難場所等の保護者への周知に努めます。

4-1-6：住宅の再建

住家が全壊した被災者に対し、応急仮設住宅による支援を行い、住家が半壊した被災者に対し、応急修理を実施する等、住宅の再建を支援します。

4-1-7：義援金の受入・配分

義援金の受入・処理を行い、義援金の配分を行います。

4-1-8：被災者生活再建支援制度の適用

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給手続きを行います。

4-1-9：生活資金等の支給・融資

災害弔慰金、災害見舞金等の支給等を行います。

4-1-10：早期再建のための相談窓口の設置

被災者の人心の安定と暮らしの早期再建のため、相談窓口を設置します。

4-1-11：中小企業等の再建支援

農林漁業関係者、商工業関係者等に対する融資措置等の相談窓口を設置し、各種制度の情報提供等を行います。

施策2 復興に向けた準備（3項目）

4-2-1：激甚災害の指定

激甚災害に該当すると思われる場合に、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置をします。

4-2-2：復興体制の構築と復興計画の策定

復興方針や復興計画を策定するためのプロセスについて検討するとともに、復興に向けた組織づくりを行います。

4-2-3：復興事業の実施

都市復興における建築制限区域の指定や被災市街地復興推進地域の指定による建築制限を行う等、復興計画に基づく復興事業を実施します。

第5章 各主体の責務と役割

1 防災関係機関、市民、地域の責務

本計画の遂行にあたっては、「自助・共助・公助」を担う各々が自らの責務を認識し、必要な行動に取り組むことが求められます。

1-1 防災関係機関の責務

■市

本市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

■県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、本市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行います。

■指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、本市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

■指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、本市及び県の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。

■公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、本市、県その他防災関係機関の防災活動に協力します。

1-2 市民と地域の責務

大規模災害の発生時には、消火活動や救助活動、応急救護、避難誘導など様々な事案が生じるため、市をはじめとする防災関係機関による個々の対応は極めて難しくなることが予想されます。

そのうえで、市民には「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念のもと、災害関連情報の収集、身近な危険箇所や避難所等の事前把握、自宅の耐震化など、自らの命を守る防災対策に努めることが求められます。災害発生直後に自らが無事であることは、「助けられる人」から「助ける人」になることとなり、その後の「共助」につながるようになります。

一方、災害発生後の初期消火、救助活動、避難誘導、その後の避難所運営においては、関係機関による実施が困難な状況下で、地域のコミュニティによる活動が求められます。「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の理念のもと、自主防災組織による防災活動を通じて、発災時の情報収集や初期消火活動、避難所の運営などを積極的に行うとともに、日頃から地域内の災害リスクの把握や要配慮者への対応など、地域の防災活動に努めることが求められます。

2 防災関係機関の役割と業務

2-1 地方公共機関団体

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災行政無線の整備と運用に関すること。 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備に関すること。 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練の実施に関すること。 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化に関すること。 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査に関すること。 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (10) 地域住民に対する避難指示及び避難所の開設に関すること。 (11) 被災者の救助に関する措置。 (12) ボランティアの受け入れに関する措置に関すること。 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 被災市施設の応急対策に関すること。 (15) 災害時の文教対策に関すること。 (16) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置に関すること。 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

第5章
各主体の責務と役割

機関名	処理すべき事務又は業務
	(20)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業を行う。 (21)その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。
(消防団)	(1) 消防・水防活動に関すること。 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 (4) 被災者の救出・救助に関すること。 (5) 避難及び救護の協力に関すること。
三重県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用に関すること。 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備に関すること。 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査に関すること。 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報に関すること。 (9) 被災者の救助に関する措置に関すること。 (10) ボランティアの受入れに関する措置に関すること。 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置に関すること。 (12) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (13) 災害時の文教対策に関すること。 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止。 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (16) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (17) 災害復旧の実施に関すること。 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置に関すること。 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整に関すること。 (20)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業を行う。 (21)その他災害の発生の防御と被害拡大防止のための措置に関すること。

2-2 消防機関：松阪地区広域消防組合

処理すべき事務又は業務
(1) 火災の予防・警戒・鎮圧に関すること。 (2) 災害の防除及び被害の軽減に関すること。 (3) 救助、救急活動に関すること。 (4) 災害情報の収集・連絡等に関すること。

2-3 警察機関：三重県警察本部（松阪警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

2-4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章
第5章 各主体の責務と役割

機関名	処理すべき事務又は業務
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること。 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じた災害対策本部への職員の派遣
中部近畿産業保安監督部	(1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 (2) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導

機関名	処理すべき事務又は業務
	(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
大阪航空局 中部空港事務所	(1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。 (4) 船舶交通の障害の除去に関すること。 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。 (6) 法令の海上における励行に関すること。
東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章
第5章 各主体の責務と役割

機関名	処理すべき事務又は業務
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 (5) 非常通信協議会の運営に関すること。 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 近畿地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 キ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）・排水計画（チュウブハイドロポンプ作戦）に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復

機関名	処理すべき事務又は業務
	旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 エ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る。 オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 キ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ケ 所管施設の緊急点検の実施 コ 情報の収集及び連絡 サ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 シ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 ス 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
国土地理院中部 地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開に関する防災関連情報の活用促進支援を実施 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

機関名	処理すべき事務又は業務
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2-5 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

2-6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話株式会社三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	処理すべき事務又は業務
KDDI株式会社 社中部総支社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害普及措置
日本銀行 名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社 三重県支部	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

機関名	処理すべき事務又は業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知 (4) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
独立行政法人水資源機構	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒本部の設置 (2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達 (2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の正確、迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理

機関名	処理すべき事務又は業務
	(9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力パワーグリッド株式会社松阪営業所	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止等広報活動の実施
東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以下同じ））	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便物の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第5章
各主体の責務と役割

2-7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人 三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送 株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム 放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通 株式会社	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要 請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利 用者の臨時応急輸送
一般社団法人 三重県トラック 協会	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ、 物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株 式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又 は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等そ の他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般財団法人 三重県 LP ガス 協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別 措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者 に対する早期供給
公益社団法人三 重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯 科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブ ルコモンネット 三重	災害発生に際して、県内 CATV 事業者 8 社が所有する電気 通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復 旧計画の確立ならびに早急な災害復旧処置の遂行を統括す る。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の 復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早 急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適 切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人 心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたって は、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
	(3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

2-8 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	(1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第5章
各主体の責務と役割